

# 犬山漁業協同組合内共第9号 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は犬山漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第9号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、おいかわ（はや）、わかさぎ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 第1条に規定する漁場区域内で遊漁しようとする者は、組合に申請し、その承認を受けなければならない。

2 組合は第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規模
手釣、竿釣	1人3本以内

2 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる漁具、漁法を使用して採捕してはならない。

魚種	漁具、漁法
こい、ふな、わかさぎ、おいかわ（はや）	船（ゴムボートを含む） 空針釣（ひっかけ釣）

(禁止期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 期間	備考
------	------	----

わかさぎ	4月1日から10月31日まで	
こい、ふな	6月1日から6月30日まで	福岡県漁業調整規則

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の魚種は、イ欄の区域においてウ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
こい、ふな、おいかわ(はや)、わかさぎ	福岡県八女市黒木町順礼堰から下流150mまでの区域	1月1日から12月31日まで

(全長等の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については中欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	全長等	備考
わかさぎ	全長3cm以下	
こい	全長16cm以下	福岡県漁業調整規則
ふな	全長3cm以下	
おいかわ(はや)	全長3cm以下	

(遊漁料の額および納付の方法)

第7条 遊漁料の額は次表のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下の場合には無料、中学校・高等学校生徒又は肢体不自由者は、次表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
こい、ふな、わかさぎ、おいかわ(はや)	手釣、竿釣	1日	500円

2 前項の遊漁料の納付は、次に掲げる場所において行わなければならない。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

組合事務所(福岡県八女市黒木町本分4494)及び組合が指定する釣具店等。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第8条 次のア表に掲げる第五種共同漁業権漁場にかかるすべての漁場区域において、イ表ア欄の水産動物を同表イ欄の漁具、漁法を使

用して遊漁しようとする者は、あらかじめイ表エ欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について、福岡県内水面漁業協同組合連合会（以下「内水面漁連」という。）の承認を受けなければならない。ただし、遊漁者が小学生以下の場合には無料、中学校・高等学校生徒又は肢体不自由者は、イ表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

ア表

漁場区域	漁業権番号
矢部川	内共第1号
筑後川（上流）	内共第2号
筑後川（下流）	内共第3号
八木山川	内共第5号
今川	内共第6号
祓川	内共第7号
岩岳川	内共第8号
花宗池	内共第9号

イ表

ア 水産動物	イ 漁具、漁法	ウ 規模	エ 年遊漁料
あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、もくずがに、てながえび、うぐい、すっぽん	手釣、竿釣	3本以内	10,000円
こい、ふな、うなぎ、おいかわ、もくずがに、てながえび、うぐい、すっぽん	手釣、竿釣	3本以内	4,000円
あゆ	手釣、竿釣	1本	8,000円
やまめ	手釣、竿釣	3本以内	3,000円
わかさぎ	手釣、竿釣	3本以内	2,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

内水面漁連（所在地 福岡市博多区東公園7番7号）及び福岡

県の内水面関係組合が指定した釣具店。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は第2条第3項の遊漁料の納付を受けたとき、又は、同条第1項の承認を行ったときは、様式(1)の遊漁承認証を交付するものとする。

内水面漁連は第8条第2項の遊漁料の納付を受けたときは様式(2)の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第10条 遊漁者が遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

2 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

3 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が指定した産卵場の川底をかくはんしてはならない。

5 釣りによる遊漁は、日没から日の出までの間は禁止する。

6 この漁場区域に架設された橋梁上からの遊漁を禁止する。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則励行に関し、必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、様式(3)の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

この規則は認可の日から施行する。

様式（1） 遊 漁 承 認 証（日釣り券）

表

No. _____ 遊 漁 承 認 証 下記のとおり遊漁を承認します。	
遊 漁 者	住所
	氏名 (才)
承認期間	年 月 日
魚 種	
漁具漁法	釣り（3本以内）
遊漁区域	
遊漁料	
発行者	
犬山漁業協同組合	

裏

注 意 事 項
1 遊漁者は遊漁するときは、この承認証を携帯しなければならない。  2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。  3 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。

様式（2） 県 内 共 通 遊 漁 承 認 証

表

No. _____ 遊 漁 承 認 証 下記のとおり遊漁を承認します。	
遊 漁 者	住所
	氏名 (才)
承認期間	
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者	
福岡県内水面漁業協同組合連合会	

裏

注 意 事 項
1 遊漁者は遊漁するときは、この承認証を携帯しなければならない。  2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。  3 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。

様式(3)

# 漁場監視員証

表

No. _____ 漁場監視員証 下記の者は当組合の監視員であることを証明する。
住所
氏名
有効期間
発行者 犬山漁業協同組合

裏

注 意 事 項
1
2
3